

貝塚市高齢者紙おむつ支給事業委託契約書（案）

貝塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、貝塚市高齢者紙おむつ支給事業実施要綱に基づく業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、この委託業務を乙に委託し、乙は別紙貝塚市高齢者紙おむつ支給事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、これを誠実に履行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務内容）

第3条 委託業務の内容は、仕様書に定めるとおりとする。

（紙おむつの種類および価格）

第4条 委託業務で支給する紙おむつの種類及びその価格は、仕様書に定めるところとする。

（紙おむつの支給に係る上限額）

第5条 受給者が選択した紙おむつの支給に係る上限額は、受給者1人当たり月額5,000円に消費税法（昭和63年法律第108号）に定めるところにより課されるべき消費税相当額及び地方税法に定めるところにより課されるべき地方消費税相当額を加算した額とする。

2 受給者が選択した紙おむつの合計価格が前項に定める上限額を超える場合においては、上限額を超える部分の金額は受給者の自己負担とし、乙はこれを受給者から徴収するものとする。

（委託料）

第6条 受給者1人の1ヶ月当たりの委託料は、前条に定める上限額を超えない範囲とした、受給者が選択し配達された紙おむつの合計価格とする。

2 前項に定める委託料には、紙おむつ代、配達料、消費税及びその他一切の諸経費を含むものとする。

（報告及び請求）

第7条 乙は、毎月当該月分の委託業務完了後、全ての受給者又はその家族等から受領印等を徴した受領書と、甲が指示する実績報告書を、甲に対し速やかに提出する。また、実績報告書は電子データにて甲に送信する。

2 乙は前項に定める実績報告書を提出後、1ヶ月分の委託料を当月末日までに

甲へ請求をし、甲は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 乙は、この契約と同時に、甲に対し契約保証金を納付しなければならない。なお、貝塚市契約規則第24条の各号に掲げるいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 前項に定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とする。

3 第1項に定める契約保証金の返還は、契約期間が満了し、かつ業務履行が確認できた場合において、乙が甲に対し書面により返還を請求し、甲は請求を受けたときは速やかにこれを返還するものとする。ただし、乙の債務が残存する場合はこの限りでない。

(個人情報保護及び秘密の保持)

第9条 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、貝塚市個人情報の保護及び情報公開に関する条例（平成9年貝塚市条例第31号）その他法令に定めるもののほか、委託業務における個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(資料の返還)

第10条 乙は、この契約が終了し又は解除されたときは、この委託業務に係る個人情報その他資料を速やかに甲に返還しなければならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、この契約に係る委託業務の全部又は一部を、第三者に委託し又は請け負わせてはならない。但しあらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保の目的に供してはならない。

(事故発生時の報告)

第13条 乙は、委託業務の実施に際し、事故等の発生により契約の履行に支障を生じ又は生じると認められるときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙の責めに帰する事由により損害を被った場合、賠償又は委託料の減額を請求することができる。

2 前項の損害賠償額又は委託料の減額は、実際に被った損害額を基に別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、契約期間中であっても次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、この委託業務に係る契約を解除することができる。

- (1) 甲が、この委託業務に係る事業を中止し又は廃止しようとするとき。
 - (2) 乙がこの委託業務に係る契約に違反したとき又は貝塚市高齢者紙おむつ支給事業委託仕様書3. 委託業務内容に定める業務内容の実施が不適当であると認めるとき。
 - (3) 乙が甲の指示、監督に従わないとき。
- 2 甲又は乙は、この委託業務に係る契約を解除しようとするときは、解除する1ヶ月前までに文書により相手に通知するものとする。

(暴力団員等の排除)

第16条 甲は、貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号。以下「条例」という。）第7条に規定する元請負人及び下請負人等が、条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められる場合にあっては、条例第8条第1項第6号の規定に基づき、この契約を解除するものとする。

(疑義の協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　貝塚市畠中1丁目17番1号
　　貝塚市
　　貝塚市長　　酒井　了

乙